

播磨町地域福祉計画策定委員会（第4回）議事録

開催日時	令和6年2月19（月） 午後1時40分～午後3時30分
開催場所	播磨町役場第2庁舎 3階会議室1
出席委員	（11名）
事務局	（10名）
協議事項	（1）地域福祉計画パブリックコメント実施報告 （2）地域福祉計画（案）の最終確認 （3）今後の進め方
会議資料	第4回播磨町地域福祉計画策定委員会次第 資料1 パブリックコメント実施要領 資料2 パブリックコメント結果一覧 資料3 播磨町地域福祉計画（案）

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>1. 開会</p> <p>2. 協議事項</p> <p>(1) 地域福祉計画パブリックコメント実施報告 「資料1」「資料2」により説明</p>
委員	<p>パブリックコメントにあった「障害」の表記については、播磨町地域自立支援協議会からの意見をいただきたい。</p>
委員	<p>回答をいただいているが、やはりモヤモヤしている。国も学校も全て漢字表記だと思う。障害の社会モデルとして捉えることが主流で、世の中がそうになっている。障害の「害」が平仮名でないと差別であるならそんなことを書かないはずだし、何よりも本人の身体的・精神的なことプラスそのことによって障害を持つ人が社会に出た時の作用によっておきている。障害があってもおきないこともあるし、障害があることでおきることもある。そのことの相互作用であるというのであれば、「害」を平仮名表記する必要はないのではないか。読んでいて混乱する。「障害を持って社会に出た時に活動が妨げられる、それを障害という」と権利条約にも国の制度にも書いてある。そのように変わってきているのであれば、播磨町で決められたかもしれないが、播磨町方式を決めた根拠は何か。障害の「害」が悪いと思うのは、社会モデルとして捉えていないからだと思う。「害」が悪いのであれば、「障」も悪い。それなら「障害」全部を平仮名にするか、障害という言葉がなくすかだと思う。でも、何を対象にしたものかわからないから「障害者計画」と明らかにする。女性差別は女性に対する差別、部落差別は部落に対する差別である。対象を明らかにした上ですべきだと思う。混乱がないようにするなら、国や色々なところで使われている主流の社会モデルとして捉える形に変えても良いのではないかと。播磨町モデルの方が上なのか。国・県においても混乱はあるし、今後も検討は続けていくが、この表記にすると書いてある。この先5年間この言葉を使うとなると、次の5年の計画に私は入れないかもしれないので。</p>
委員	<p>私の集大成に入れておかないと、という思いがあるのか。</p>
委員	<p>思いとしては、こういう策定委員会の場でないと変えられない。議会答弁される中で、平仮名を通す理由を言ってほしい。私は障害の社会モデルの考え方を伝えたい。</p>
委員	<p>事実確認をしたい。障害の「害」を平仮名に変えたのは、恐らく昭和からではなく平成になってからだと思う。いつ、何故、どのような理由で「害」を平仮名にしたのか。</p>
事務局	<p>定かではないが、確か平成18～19年頃に全国的に障害表記についてどうかという議論があり、議会から質問があった。その時は検討しますと回答したが、1年後くらいに再度質問があった。当時は国も示していなかったと思う。周辺市町村でも対応はバラバラで、兵庫県は漢字の「害」でいくということだったが、愛媛県や三重県では平仮名に決まっていたと思う。その中で播磨町はどうするか議論した。行政用語や法令は漢字で、人につくようなことは特に平仮名でと決まった。それは広報も同様に現在も全庁内でそのように運用している。</p>

委員	今回委員が提起しているのは、その「害」の平仮名は権利条約と差別解消法ができる前の話であり、今は状況が変わったので平仮名を漢字に変えてほしい、ということである。それに対して事務局としてはどうか。
事務局	前回からそれは聞いていたので、個人的にはそうしたいと思っている。社会モデルから考えると漢字で良いと思っているが、今度は逆パターンで議会にも納得してもらわないといけないし、庁内でも統一した見解で認識を改めないといけない。その前に一番大事なのは、ご本人達がどう求めるか。例えばアンケート調査で意見を聞きながら、庁内でも揉みながら、あるいは議会で問題提起しながら、社会的モデルを推し進める良いチャンスではないかと思っている。啓発するにあたり、問題提起することが一番注目を集めるし、良いと思っている。すぐには難しいが、一石を投じながらどうしていくか播磨町の中で協議していけば良いと思っている。
委員	事実確認として教えてほしい。地域の自立支援協議会を踏まえて障害者計画と障害福祉計画があるが、そこではどうなのか。
委員	同様に統一してほしい、社会モデルとして捉えてほしいという意見は出している。全ての計画で整合性を図る必要があると思うが、この機会に障害の社会モデルについて広く周知するきっかけにするという考え方も一つあると思う。育成会でも以前は、知的障害は平仮名だったが、それが全部漢字に変わった。それは、条約や障害の社会モデルの捉え方が変わったからで、意識が変わったと思う。
委員	大切な問題提起だと思う。国が法律を一旦作った以上、公定力がある。手続き論なので、今の話を踏まえてここで提起する問題ではなく、横串を刺さないといけない。一部改正を正式にしないといけない。意見をあげて精査していただき、播磨町の手続きに基づいて議会にあげることになる。課長が回答できる問題ではない。いくら国や条例がそうであっても、播磨町としては公定力があるので生きている。そのことを踏まえて情報をあげて、改正手続きができるラインにのせれば良いと思う。
委員	DSM-5という精神科の診断基準も変わってきて、障害という言葉もほとんどなくなっている。昔は老人性痴呆と言われていたが、認知機能障害になり、次に認知症になった。そのような潮流があり、学習機能障害も最近は学習症になっているが、これは勉強ができるのかできないのか分かりにくい。障害は漢字でも平仮名でも伝わるが、どこで切り分けを作るかがわかりにくい。町の中の法的な強制力がどこまであるのかわからないが、表記として伝わることは伝わると思う。ただし、この障害という言葉自体も今後の潮流としてはいずれ淘汰されていくのではないか。
委員	その議論を深めていかないといけない。
委員	民生委員児童委員協議会の中でも、そのような話が出る。漢字と平仮名をどう使い分けるのかと聞かれる。そんなに難しく考えずにどちらでも良いという感覚でいるが、文書を作る時に書きにくいところがある。そういうことも認識しながら運営していきたいと思う。すごく奥が深い。
委員	公文書として出ているので、それはその形で動いていかないといけない。それ相応の手続きを踏んで行政の中で考えるとしか言えないのではないか。
委員	目次に追加された文章を見ると「本計画においては、播磨町の方針のとおり

	<p>の表記とします。」と書いてあるが、例えば「本計画においては、現時点での播磨町の方針のとりの表記とします。」と変えてはどうか。後段で「今後は～「障がい」という表記についても～」と混ぜてあるが、こんなふうにはぼかして書かずに、障害の「害」を漢字に変更することも視野に入れて検討しますと明記しておき、必ず次回の障害福祉計画および地域福祉計画で取り上げることとしてはどうか。今できることとしては、恐らくそれではないか。これは、あくまでも町長にお渡しして町で考えてもらう公文書であり、かつメッセージとしてのものであれば、皆さんの意見として集約できる範囲はそのあたりではないかと思うが、どうか。</p>
委員	<p>そうだと思う。あくまで「現時点では」だと思う。</p>
委員	<p>今後は障害という表記については、漢字の「障害」に変更することも含めて検討します、と明記すれば良い。事務局としてはどうか。</p>
委員	<p>これが策定委員会としての総意なので、これに込めることは問題ないと思う。</p>
委員	<p>障害の社会モデルの注釈の4行目に「障害者の権利に関する条約において示された。」と終止符になっているが、これは誤字か。</p>
委員	<p>「社会モデル」だけでなく「障害の社会モデル」だと思う。</p>
委員	<p>兵庫県障害福祉実施計画と照合した上で、私達は「障害の社会モデル」と書いた方が良くと思うので、そこは修正してもらいたい。</p>
事務局	<p>「障害者の権利に関する条約」だと思う。</p>
委員	<p>一部引用、一部加筆として「障害の社会モデル」と修正すれば良い。</p>
事務局	<p>「社会モデル」の上に「障害の」と付けるということか。</p>
委員	<p>そうである。</p>
委員	<p>この障害の「害」は平仮名で良いのか。</p>
委員	<p>これは漢字である。</p>
委員	<p>後半の「障害は個人の心身機能の障害によるものとし、個人的な問題としてとらえる考え方を「医学モデル」という。」は必要なのか。</p>
委員	<p>それは入れておいた方が良い。委員が問題にしていることについて、委員ほど知識がない人にも理解してもらうためには、「医学モデル」に対しての「社会モデル」が出てきたことを示す必要がある。これがセットでなければ意味をなさない。</p>
委員	<p>パブリックコメントの募集期間の20日は短かったのではないかと。</p>
委員	<p>国の計画もそれ程度の期間だと思う。パブリックコメントとして本当に町民の意見が欲しいなら、広報に載せるべき。読み込む会を作る等、町民が知っていく流れを作れば良い。</p>
委員	<p>西宮で同じことをしている。今までは専門家だけ集まる会議だったが、計画</p>

	<p>をお披露目して地域に広げていくためのワークショップを計画の進捗委員会でやっている。今後の話になるが、計画の進捗を考えた時に今までのような意見を求めるワークショップではなく、お披露目のワークショップがあっても良いかもしれない。</p>
委員	<p>これを渡されて、読む人はいるのか。詳しい人たちと一緒に読み合わせする会を作り、理解してもらった上で意見をもらう方が良いと思う。今後の課題としてもらえれば嬉しい。</p>
委員	<p>今後の推進の仕方についての貴重な意見だと思う。</p>
委員	<p>パブリックコメントの意見は、1人しかなかったのか。意見がなかったり少なかったりした場合、事務局はどのように考えるのか。</p>
事務局	<p>これを見て読んで、意見や変更点を問うこと自体が難しい時代だと思う。</p>
委員	<p>やり方の反省はある。ワークショップを取り入れて、できる限り意見を聴取する機会を作った。この計画を作った。そういう意味では、通常の行政計画よりははるかにできていると思う。</p>
委員	<p>町民がまだ育っていないのだと思う。計画を作るのが初めてだったので、ここが転換点だったと後に言えるように今からしていく必要がある。そのことを我々と担当課が覚えておかないといけない。</p>
委員	<p>町民や当事者に意見を求めるということでパブリックコメントやワークショップをしてきたが、これまでの経過から、言っても変わらないという失望感が多々あるのではないかと思う。何らかの回答をする、あるいは方向性や考え方を変えていくぐらいの位置づけでないと、パブリックコメントを何のためにしているのか、意見を出しても何ら回答がないという失望感で、期待がだんだん萎んでしまうのではないか。</p>
委員	<p>意見を聞いて終わりではなく、それに対する応答性や説明責任が今後の行政に求められるのではないか。この計画を作った後に「皆さんどうですか」ワークショップをすることも、一つの応答性だと思う。委員が危惧しているのは、住民と行政や社協との距離の遠さだと思う。どう近づけていくか。そのためには住民に来てもらうのではなく、我々の方から説明しに行ったり、ワークショップを開催したりを継続していくことも大事だと思う。</p>
委員	<p>日々の関わりの意味では、アウトリーチしていくことも含まれる。地域福祉推進計画もこれから作るので、一つの基軸になっていく必要がある。</p>
事務局	<p>(2) 地域福祉計画(案)の最終確認 「資料3」により説明</p>
委員	<p>3ページの「再犯防止推進計画」の文章は変わったのか。文章というか文言だが、この文章だけが「人」ではなく「者」という表記になっている。</p>
事務局	<p>3行目の「犯罪をした者等」は「犯罪をした人たち」、4行目は「身寄りがない人」と、「者」を全部「人」に修正する。</p>
委員	<p>「等」はグループになる。例えば犯罪を一括りにしているが、窃盗もあるし全部同じ括りなので「たち」になる。その中には生きづらさを感じない人もい</p>

	<p>るし、感じている人もいる。「等」で括ると、違うグループを想起させるので、「たち」にしてほしい。</p>
事務局	<p>3行目は「犯罪をした人たちの中には、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人、高齢で身寄りがない人など地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えている人が多く存在するため」と修正する。続いて、62 ページ（1）の1行目「犯罪や非行をした人たち」、17行目「犯罪のない安全安心な地域社会づくり」について。「安全安心」は「安全で安心な」とする。続いて、66 ページの表の「再犯防止に関する 啓発活動の推進」の1つ目の黒丸の1行目「再発防止啓発月間」は「再犯防止啓発月間」であるご指摘いただいた。それと、その表の下の米印のところの「犯罪や非行の防止と犯罪をした者等」は「犯罪や非行の防止と犯罪をした人たち」に、「犯罪や非行のない安全・安心な」は「犯罪や非行のない安全で安心な」に修正し、「地域社会」の前に「明るい」と追記する。社会を明るくする運動の実施要綱にもそのように記載されていたので、倣いたい。最後に74 ページの一番下「社会を明るくする運動」の箇所も同様に「者等」は「人たち」に、「安全・安心な」は「安全で安心な明るい」とする。</p>
委員	<p>再犯のところも、「者」が「人」になるのか。</p>
事務局	<p>そう修正する。</p>
委員	<p>75 ページの「地域自立支援協議会」の「地域の障がい福祉」は漢字ではないか。</p>
委員	<p>政策用語としては漢字である。</p>
委員	<p>用語説明に基幹相談支援センターの説明があるが、「障害者基幹相談支援センター」が正式な名称になる。40 ページ 42 ページの図にも「障害者」が必要ではないか。</p>
委員	<p>地域包括支援センターは高齢者がなくても通じるので、基幹相談支援センターもそのままで良いのではないか。</p>
事務局	<p>正式名称は必要なので、修正したい。</p>
委員	<p>67 ページの2の図は、これを見ただけではどういう意味かわからない。質問されることがあるので、Plan であれば計画策定、Do であれば施策や事業の展開、Check は評価や意見交換を評価委員会が行う等、例を入れてもらえるとわかりやすいのではないか。</p>
事務局	<p>具体例を入れてわかりやすく修正する。</p>
委員	<p>65 ページ（2）の内容の「困難を有する人等」も全部「たち」の方が良いのではないか。</p>
委員	<p>差し替えの53 ページの「安心して暮らせる社会」も「安全で安心して暮らせる」ではないか。</p>
委員	<p>53 ページ（2）の「権利と利益を守る」は「護る」の方が良いのではないか。</p>
委員	<p>他自治体の地域福祉計画策定委員会よりはるかに積極的に意見をいただい</p>

	て、中身を熟読していただいていると感じる。
委員	1 ページの「フリーター」と「ニート」の表現について気になる。「フリーター」は自由ではないか。社会問題化しているのか。
委員	「非正規雇用」の方が良いと思う。「非正規雇用」や「引きこもり」は社会問題になっているが、「フリーター」や「ニート」は自発的にしているなら良いかもしれない。
委員	フリーターとニートは、本人の意思でやっている印象がある。
委員	「非正規雇用」の方が、フリーターやニートにおいての問題性としてはより明確で取り組まなければならない課題である。もっと言うと、シングル家庭が非正規雇用を掛け持ちしていることが、生活困窮者の中でかなり問題になっている。終身雇用が崩壊して非正規雇用のみで生活している人がすごく多い。自分で選択しているなら良いが、そうではなく非正規雇用しか選択できない人が社会問題になっている。
委員	「フリーターやニート」の2行下の「発達障がい」は、漢字ではないか。
委員	非正規雇用は問題なのか。
委員	生活困窮者自立支援法は、生活保護にならないが低収入で生活できない人のための法律で、その大半が派遣労働や非正規雇用である。
委員	それはそうだが、非正規雇用という単語は社会問題として捉えるものなのか。
委員	その次の行にある「格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題」は、明らかに非正規雇用問題である。我々学者の間では、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題イコール非正規雇用問題と言われている。
委員	フリーターも同じではないか。
委員	若者はフリーターであることを肯定的に使っている人もいるので、ここにあることは違和感がある。フリーター、ニートは自分の意思でやっているイメージがある。でも、非正規雇用は選びたくなくてもそうなっている人も多い。単語としては入れ替えた方がしっくりくる。
委員	非正規雇用を好んでいる人もいるのではないか。
委員	非正規雇用を好んでいる人は、多分フリーターと名乗る。感覚だが、昔は嫌な意味で、今は肯定的な意味で使われているように思う。
委員	生活困窮の話がクローズアップされた時に、非正規雇用の話がワンセットでつくようになってきた。それ以前はフリーター・ニートと集約されていたものがスライドしてきた。
委員	こういう文章は昔から残っていて、10～20年前に書いた文章がそのまま残っていることがある。今の論争はすごく大事で、この10年の間にその価値観がかなり変わってきた。過去から残っていた部分を入れ替えないといけない時期だと思う。この委員会がすごいのは、こういうことも含めて多様な意見を否定されずに出して、議論できるのは良いことだと思う。

委員	用語解説の「認知症サポーター」に企業や団体を入れた方がイメージしやすいと思う。
委員	今、播磨町でサポーターをしている企業はあるのか。
委員	地域包括で主にやっているが、企業や団体は本当はしたいのにあまり受け取ってもらえない状況である。
委員	それなら入れておいた方が良い。応援者も小中学生や学校も含めてということか。他の自治体では企業もあるのか。
委員	金融機関等では結構ある。
委員	播磨町では金融機関等はどうか。
委員	金融機関独自でされているケースはある。
委員	それなら、応援者には企業・学校も含めてと追記した方が良い。「～できる」の後に、「最近では小中学校や企業等でもこのような認知症サポーターが増えている」という一文を追記してはどうか。
委員	用語説明に非正規雇用を追加しないといけないと思う。
委員	小泉首相の時に制度として企業に許可されてきたので、子どもの貧困やワーキングプアが問題になってきた。生活困窮者支援制度を播磨町が実施するのであれば、出しておいたほうが良い。
委員	36ページの「町圏域」の「基幹相談支援センター」と「自立支援協議会」に「地域」と「障害者」を入れてほしい。
委員	他に意見がなければ、この案について了承いただけるか。
一同	異議なし
委員	それでは、これで決定としたい。
事務局	(3) 今後の進め方 ・今後の進め方についての説明 (質疑なし)
委員	計画を作って終わりでは意味がないので、きちんと普及したり読み合わせをしたり、意見を集約しながら次のステップに進めるようにすることが大事である。そういう意味では、PDCAのチェック・アクションがすごく大事になる。策定委員会は今回で終わるが、次のステップとして推進委員会を立ち上げていきたいと思っている。作るという確約を町長にしてきたので、引き続きこのメンバーにご協力いただき、推進していくための会議体を位置づけていきたい。また、この計画は今後、色々な計画に紐づいていくので、情報共有の場も作っていききたいと思う。少しでもこの計画を広げていけるよう、計画は目的ではなくツールなので、ツールとしてきちんと活かせるようにしていければと思う。また、関連して地域福祉推進計画を社協が作ることになる。地域福祉推進計画

事務局	は民間計画で、地域福祉の活動や実践、民間の人達がどのようにこれを推進するのかを考えるものとなるので、これに関しても協力いただきたい。
事務局	3. その他 ・ 委員及び事務局よりあいさつ 4. 閉会